



申請誤ると大変！  
気をつけてください！

# 確認していますか？

## ～ 育児休業対象者の復帰について ～

近年、誤った申請内容による育児休業給付金の過誤払いが増加しています。  
特に、申請時点の育児休業対象者の復帰状況の確認不足によるものが大多数を占めており、この過誤払金の返納について事業所と受給対象者間でのトラブルも少なくありません。  
育児休業給付金の申請にあたっては、下記の過誤払いとなった事例を参考にいただき、休業者の復帰等について、状況確認を適切に行っていただきますようお願いいたします。

⇒ 裏面のチェックリストで確認！

### ■ 過誤払いとなった事例

- 育児休業から復帰しているかどうかの確認(事業所内で部門間の連携不足含む)をせず、育児休業中として申請した。



- 育児休業中に退職していたが、育児休業中として申請した。



- 育児休業中に、次の子を出産し産休に入っていたが、育児休業中として申請した。



- 育児休業中に賃金を得ていたが、収入無しとして申請した。



## ■ 過誤払いが発生した場合

※ 支給された育児休業給付金の全額を一括で返納し、改めて給付金の申請をやり直すことになります。

※ 返納については、受給対象者ご本人が給付金を返納していただくことになるとともに、対象期間の全額返納が完了するまで、その後の支給が停止となります。

※ 返納については次のような相談も増加しております、申請にあたっては特段の注意を払った上で手続きを行っていただきますようお願いいたします。



- 支給された給付金を使ってしまって、一括返納ができなくて困っている。
- 事業所の申請ミスが理由なので、事業所で一時立替えてほしい。など、受給対象者と事業所間でトラブルになって困っている。

申請事務を担当する皆様へ

## チェックリスト

### ■ 育児休業給付金申請提出前に確認

- 現場責任者・人事責任者へ育児休業対象者に係る復帰の確認を行いましたか？
- 申請書提出時点での雇用保険喪失（離職等）申告漏れはないですか？  
退職予定（申し出）は、ありませんか？
- 支給対象期間の延長手続きの漏れはないですか？  
保育園に入所できない等事由による延長（延長予定）はありませんか？
- 休業期間中に出勤はありませんでしたか？また、その分の給与支払いはありませんか？
- 申請にあたり、添付書類漏れはありませんか？  
(出勤簿またはタイムカードの写し、賃金台帳の写し、  
支給単位期間の延長事由確認書類 など)
- 申請書の記載漏れ、署名漏れ、日付等に誤りはないですか？
- 育児休業給付期間中に次の子に係る産前産後休業又は育児休業が開始していませんか？次の子に係る産前産後休業又は育児休業が開始された場合は、それら新たな休業開始日の前日をもって当該育児休業給付は終了となりますのでご注意ください。